

南部町立小・中学校設置条例

平成15年3月1日

条例第81号

(設置)

第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第2条第1項の規定に基づき、南部町立小学校及び中学校（以下「学校」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 学校の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
南部町立南部小学校	南部町南部4376番地
南部町立富沢小学校	南部町福士2700番地19
南部町立南部中学校	南部町南部8746番地

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成15年3月1日から施行する。

附 則（平成22年1月25日条例第1号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月18日条例第25号）

この条例は、平成32年4月1日から施行する。

附 則（令和6年12月18日条例第23号）

この条例は、令和8年4月1日から施行する。